

(様式 6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	5	担当課	林業政策課
法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令	根拠条項	4-3	不利益処分の種類	合理化計画の認定の取消し
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置令（昭和54年6月30日 政令205号）					
1. 根拠規定 令第4条第3項 都道府県知事は、法第4条第1項又は第2項の（合理化計画の）認定を受けた者が当該認定に係る合理化計画（第1項の規定により当該合理化計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の合理化計画）に従って木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。					
2. 審査基準 法第4条第5項 前各項に規定するもののほか、合理化計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。					
○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について （昭和54年8月23日 54林野企第82号農林水産事務次官依命通知）					
第4 合理化計画 3 合理化計画の変更及び取消し (3) 都道府県知事は、合理化計画の認定を受けた者が当該認定に係る合理化計画に従って木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされた。					